

群馬大学大学院理工学府及び理工学部将来構想検討会議規程

平成26年4月1日 制定

(設置)

第1条 群馬大学大学院理工学府及び理工学部（以下「学府等」という。）に，群馬大学大学院理工学府及び理工学部将来構想検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 検討会議は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学府等に関連する将来計画に関すること。
- (2) その他学府長が必要と認めた重要事項

(組織)

第3条 検討会議は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学府長
- (2) 評議員
- (3) 副学府長及び副学部長
- (4) 事務長
- (5) その他学府長が指名する教員 若干人

(任期)

第4条 前条第5号の委員の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

(報告等)

第8条 委員長は，委員会の審議結果を学府教授会に提案又は報告する。

- 2 委員長は，群馬大学理工学学府運営会議に対し，学府等の中・長期的な教育体制のあり方及び学府長からの特命事項等を検討し答申する。

(企画部会)

第9条 委員会に，企画部会を置く。

- 2 企画部会に関し必要な事項は，別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は，副事務長において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は，学府教授会の議を経て，学府長が行う。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。